㈣　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

㈤　㈠から㈣までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　当機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。

⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑸　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑹　経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。

⑺　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑻　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から工事に専任として配置できること。

⑼　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。

⑽　提出された技術提案（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している別紙２－１及び別紙２－２「技術提案書作成にあたっての標準案・制約条件等」及び別添図面、仕様書の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

⑾　当機構が発注した工事のうち、平成27年１月１日から平成28年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。

①　周辺環境対策（騒音、振動、粉塵等）

②　施工期間中の安全対策

⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）（小数点以下第４位を四捨五入）

②　技術点の算定は、上記⑴の各評価項目について評価した結果、「周辺環境対策（騒音、振動、粉塵等）」及び「施工期間中の安全対策」については得られた評価ポイントの最も高い者にそれぞれ技術点15点を付与し、その他の者は、評価ポイントに応じ比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第２位を四捨五入）。

⑷　技術提案の方法　技術提案は、別添図面、仕様書等に基づき作成するものとする。

⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責により、入札時の技術提案（（周辺環境対策（騒音、振動、粉塵等）、施工期間中の安全対策））（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

③　受注者の責により、入札時の技術提案（（周辺環境対策（騒音、振動、粉塵等）、施工期間中の安全対策））（採用された提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は技術提案（「周辺環境対策（騒音、振動、粉塵等）」について最大５点、「施工期間中の安全対策」について最大５点）について最大10点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

4　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。優遇期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

5　入札手続等

⑴　担当部署　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　技術管理室　契約企画課　山内　電話048―600―6534（直通）ＦＡＸ048―600―6588　本件に係る問い合わせは、10時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時までを除く）

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　平成29年２月24日（金）から平成29年４月３日（月）17時まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。なお、アドレス等について、⑴まで問い合わせされたい。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　見積りに必要な歩掛見積参考資料等の追加交付　見積りに必要な掛見積参考資料等の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付日　平成29年４月24日（月）

②　交付方法　大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により交付する。なお、「見積もりに必要な特記仕様書等の交付アドレス通知」をＦＡＸにより通知する。